

社会教育と地域コミュニティの連携について

H22. 8. 16 地域振興部地域政策課

1. 社会教育主事について

(1) 「社会教育主事とは

- ・社会教育法に基づいて県や市町村の教育委員会に置かれる社会教育を推進する専門的教育職員で、社会教育行政の中核として、地域の社会教育事業を直接企画・実施したり、関係機関・団体の事業に助言したりすることを通して、地域住民の自発的な学習活動を援助する役割を担う人材。
- ・市町村の教育委員会が教員や行政職員で「社会教育主事講習」を終了した者のなかから任命し、教育委員会事務局で市町村全域を対象に活動。
- ・また、県の社会教育主事は、県の教育行政機関（教育庁、教育事務所等）や教育施設に配置するとともに、市町村教育委員会へ派遣している。

(2) 配置状況

平成22年度市町村社会教育主事発令者人数 (H22. 7. 29社会教育課調査)

市町村名	人数	市町村名	人数	市町村名	人数
松江市	3	斐川町	2	益田市	2
安来市	1	浜田市	2	津和野町	1
東出雲町	1	大田市	1	吉賀町	2
出雲市	0	江津市	1	海士町	2
雲南市	2	川本町	1	西の島町	0
奥出雲町	1	美郷町	0	知夫村	1
飯南町	1	邑南町	2	隠岐の島町	1
合 計			27名		

※いずれの市町村も公民館等の関連施設での発令はない。

2. 新たな地域運営の仕組みづくりについて

(1) 地域コミュニティの維持・再生の取り組み方針

人口減少、高齢化が進み既存の集落単位の取組だけでは地域を維持することが難しくなっているため、多様な主体の参画により、集落を超えた新たな地域運営の仕組みづくりが必要。

(2) 市町村の取り組み状況

- 公民館等の範囲で、従来の地縁組織に加えて、多様な主体を構成員とする住民組織を設置する動きが拡大
- 「地域マネージャー」や「集落支援員」など多様な主体の調整役、繋ぎ役となる行政職員以外の人材を配置する市町村が増加
- 住民活動等への財政支援を行う市町村が増加

3. 社会教育と地域コミュニティの連携について

- 社会教育主事は教育委員会事務局に1～3名配置されており、モデル地区をはじめ、新たな地域運営の仕組みづくりとの直接的な関係はない。
- しかし、社会教育施設である公民館等を核とした新たな地域運営の仕組みづくりが広がっており、地域マネージャーなどの人材や住民組織の支援など公民館職員と地域コミュニティとの連携は不可欠。
- 社会教育とコミュニティ活動は、地域住民の視点からみれば一体的なものであり、地域コミュニティの維持・再生には社会教育との連携は重要。

集落支援員の取り組み内容について

H22.8.16 地域振興部地域政策課

1. 集落支援員について

(1) 集落支援員とは

地方自治体(県・市町村)からの委嘱を受け、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を行うとともに、集落点検の実施や住民の話し合い促進、話し合いを通じて必要と認められる活動の支援など市町村職員や集落住民とともに集落対策を推進する人材。

(2) 財政支援

特別交付税により人件費、活動費などの所要経費を支援 上限額 専任3,500千円/人・年 兼任400千円/人・年

2. 平成22年度取り組み状況

●実施市町村 10市町 124人 (H21:8市町61人 H20:5市町31人)

○うち専任での設置数 53人 (H21:42人、H20:31人)

・県コミュニティ再生重点P事業での地域マネージャー(8名)

浜田市 2人 雲南市 1人 邑南町 3人 隠岐の島町 2人

・市町単独事業 (35名)

出雲市	5人	「集落支援員」
益田市	2人	「まちづくりコーディネーター」「地域づくり支援研修生」
雲南市	24人	「地域マネージャー」
江津市	1人	「集落支援員」
川本町	3人	「定住コーディネーター」「集落支援員」
美郷町	10人	「集落支援員」

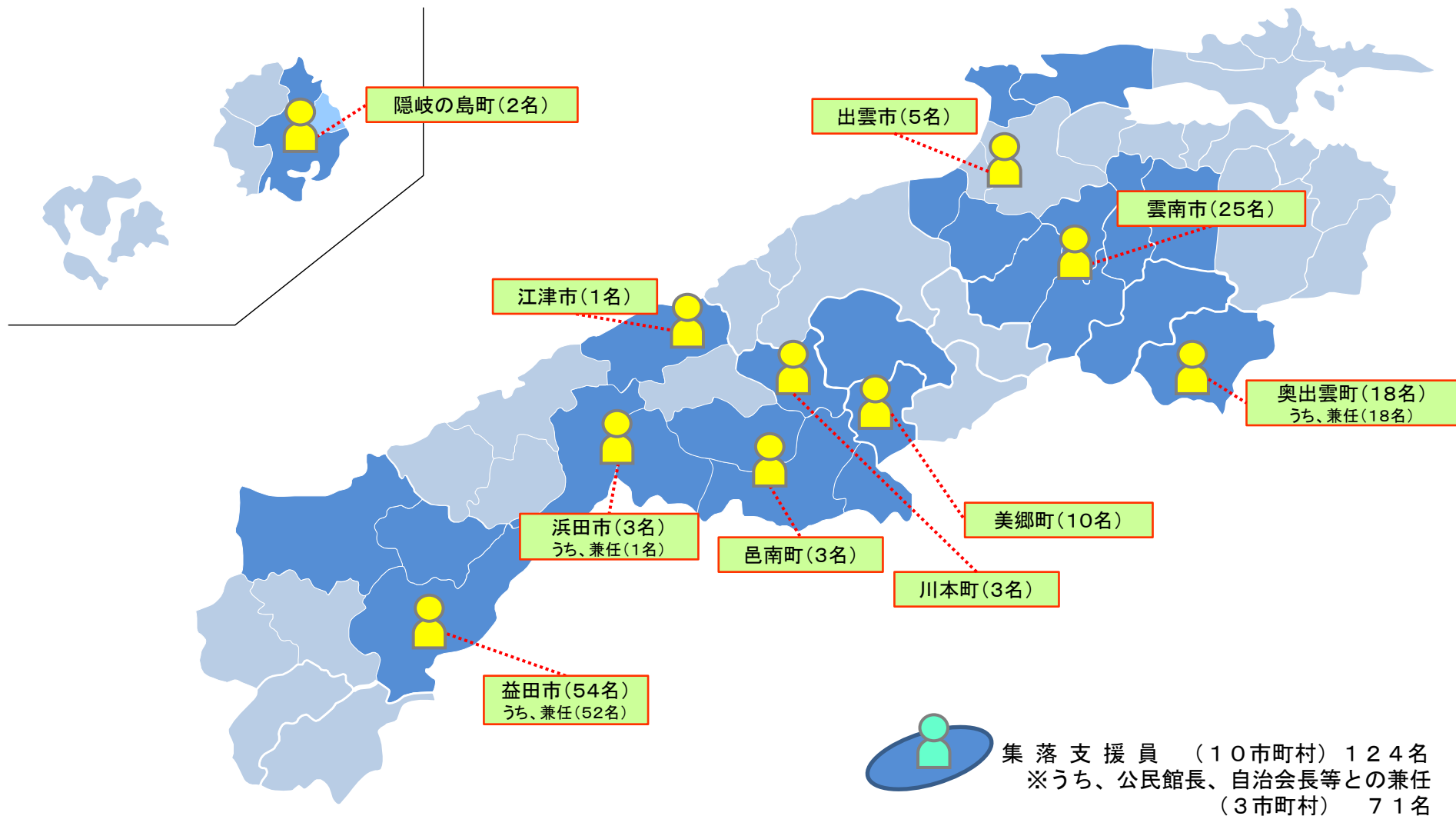
○うち兼任での設置数 71人 (H21:19人、H20:なし)

浜田市	1人	(自治会職員兼任)
益田市	52人	(地区振興センター長・嘱託職員兼任)
奥出雲町	18人	(自治会長会会長等兼任)

※各市町村により、配置の形態、役割は様々

「集落支援員」の設置状況

H22年度「実施予定調査(H22.6月)」から



※モデル事業等で一部地域にのみ設置の場合は、設置地区を含む旧町村で表示

県内での取組事例① 出雲市

1. 集落支援員の配置

- ⇒ 過疎地域、辺地を有する地域(地区)のうち、特に高齢化、人口減少が進んでいる5箇所を指定しモデル的に集落支援員を配置する。
- ⇒ 集落支援員は市職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握を行う。

《情報収集活動》

地域を巡回し、地域の抱える課題や地域活動など状況把握を行い「集落カルテ」を作成する。(地域の実情に応じた点検項目)

《助言支援活動》

課題解決や地域活動の目標達成に向けた話し合いに参加し助言・支援を行う。(アドバイザーとして参加し、支援・助言)

《集落応援隊調整活動》

集落における草刈などの共同作業への応援隊派遣について市と連絡調整を行う。

《各種連絡調整》

土木委員など各種団体委員等と連携、引継ぎなど行う。

コミュニティセンター単位で配置
鱒淵・須佐・窪田・多伎・鶺鷲

特に、支所との連携を強化

- 報償 40,000円/月・人
基本手当 …… 35,000円/月
月半日当10日程度の活動を想定
交通費・通信費 … 5,000円/月
- 保険料 …… 70,000円/年・人
- 研修費 …… 60,000円/年
(5人分)

県内での取り組み事例② 美郷町

1. 配置（地域、方法）

- 町内全域を10に分けて（おおむね連合自治会ごと・150世帯以上）、各1人
- 連合自治会からの配置希望申出を受け、公募又は連合自治会推薦

2. 業務・活動

地域の実情に応じて、連合自治会等と連携（連合自治会の役職として）しながら、次のような活動（1月に10日程度）主に配置地域での会議、行事等や自身で計画、調整した日程によって活動するほか、町の会議・研修等に参加（勤務場所・勤務日の指定なし）

（1）地域の状況の調査・点検（2）地域の課題の把握、抽出（3）団体等と協議・話し合いの場づくり（4）地域内外での連携・協力体制づくり（5）地域独自の住民サービス、町等と対策の検討（6）その他

3. 任期、手当等

- 任期：2年間
- 手当等：基本手当50,000円(月額)+世帯割(年額)、交通費・通信費(月額)

4. 条件

地域の支援、振興活動の経験がある方、関心が高い方、3つの条件（パソコン等を所有し簡単な操作ができるなど）

5. 任命した人材

- 行政OB（県・町）、Uターン（金融・メーカーOB）、元議員、町内企業など
- 応募4人、推薦6人

6. 活動の概要

○各人の活動・・・地域で話をしながら、独自の展開

地域の企画・調整役（聴き取り・話し合いの場も）、地域団体の運営（連合自治会、老人会等）、地域情報誌の発行、公民館活動と連携、地域おこし協力隊との協力、町事業等の検討・調整（各種の実務手続）、町政課題の説明・話し合い・推進（保育所、デマンドバス、旧小学校活用、防災・防犯研修）

○全体の活動

- ・連合自治会の設立（4）
- ・他地域の集落支援員等、連合自治協議会との意見交換
- ・町内全105自治会の集落点検実施
- ・集落支援員連絡協議会(任意の団体)の設置
- ・1月に1回程度の連絡会議（情報説明・提供、意見・情報交換）、研修等。

○その他

- ・活動状況は、毎月活動月報（活動内容、課題）を提出。

改革推進会議「施策点検部会」追加資料

H22.8.16 地域振興部

1. U・Iターンに関する先進的地域の参考事例
2. 産学官連携など若年者の定住対策の状況
3. 社会教育主事との連携に関する資料
4. 集落支援員の取り組み内容
5. 中山間地域の集落数に関する新しいデータ

平成16年度集落状況調査については、住民基本台帳等を基に市町村の協力を得てデータ収集し、中山間地域研究センターで分析したものです。その後、一部市町村で、集落の定義変更などがあり、平成16年度のような集落の状況把握が困難となっているため、現時点で提出できるデータはありません。

なお、同様のデータはありませんが、中山間地域全体の傾向としては、

① 高齢化率50%以上・世帯数19戸以下の集落の割合は、
平成16年度 11.4% → 平成20年度 14%程度

② 高齢化率70%以上・世帯数9戸以下の集落の割合は、
平成16年度 1.9% → 平成20年度 3%程度

と徐々に増加し、集落の状況は厳しさを増しています。